

記者発表 令和5年7月7日（金）15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
上下水道管理局 営業課 (電話059-237-5805)	営業課長 伊藤 和幸

集合住宅における下水道使用料の賦課漏れについて

集合住宅における下水道使用料の賦課漏れ（金額：1,542,405円
対象人数：88人）が判明しました。

その内容は下記のとおりです。

記

1 経過

本市では、3階建て以上の集合住宅については、通常は水道料金及び下水道使用料を一括で所有者に賦課しますが、「集合住宅における各戸検針・各戸徴収に関する取扱契約（以下「取扱契約」といいます。）」を締結した場合は、各部屋の居住者に対して賦課をしています。

取扱契約を締結している集合住宅の居住者から転居予定先の工事申請の提出を受け、令和5年7月4日（火）に営業課職員が、現住居における下水道使用料の賦課状況を確認したところ、当該居住者に下水道使用料が賦課されていないこと及び当該居住者が入居する集合住宅において全ての居住者に対する下水道使用料が賦課されていないことが判明しました。

このことを受け、現在、取扱契約を締結している本市内の全ての集合住宅265件について、各居住者の下水道使用料の賦課状況を確認したところ、新たに1棟の下水道使用料の賦課漏れがあることが判明しました。このため、当該賦課漏れが判明した2棟の集合住宅について、下水道使用料の賦課に係る水道使用量の記録から、保存期間を経過していない平成30年4月以降の5年間分を調査した結果、対象人数88人、合計金額1,542,405円の賦課漏れが判明したものです。

賦課漏れの内訳

区 分	人 数	金 額
対象者	88人	1,542,405円
うち請求するもの(①)	84人 [※]	1,463,129円
うち時効を迎えているもの(②)	33人 [※]	79,276円

※ 下水道使用料に係る時効は5年であり、時効期間をまたいで入居されていた方は①と②の両方に人数を計上しているため対象者の人数と一致しません。

2 賦課漏れの原因

当該取扱契約の申出があった際は、水道局営業課（当時）が取扱契約締結の事務を行い、取扱契約のあった集合住宅について、一括して所有者に賦課していたものを各部屋の居住者に対する賦課へと変更する内容の情報を料金システムに入力し、その後、水道局営業課（当時）から情報共有を受けた下水道部下水道政策課（当時）において、下水道使用料を賦課する手順であったところ、両課の連携が不十分であったことから下水道使用料の賦課に係る情報がシステムに入力されていなかったものです。

3 今後の対応

下水道使用料の賦課漏れとなった対象者に対して、速やかに個別訪問してお詫びするとともに、今後は、水道料金に加え下水道使用料が賦課されること及びこれまで賦課漏れとなっていた下水道使用料の納付について説明を行い、御理解をいただけるよう努めます。

なお、上下水道管理局となった現在は、水道料金及び下水道使用料の賦課業務は、営業課において一括して行っていることから、今回と同様の原因による賦課漏れが発生することはありませんが、今後、新築など上下水道新規接続等、複数の課にわたる事務においては、更に関係各課等が確実に情報共有を行うとともに、賦課に係る事務手続において複数職員によるチェックを徹底するなど、再発防止に努めます。